

令和 8 年 8 月 5 日

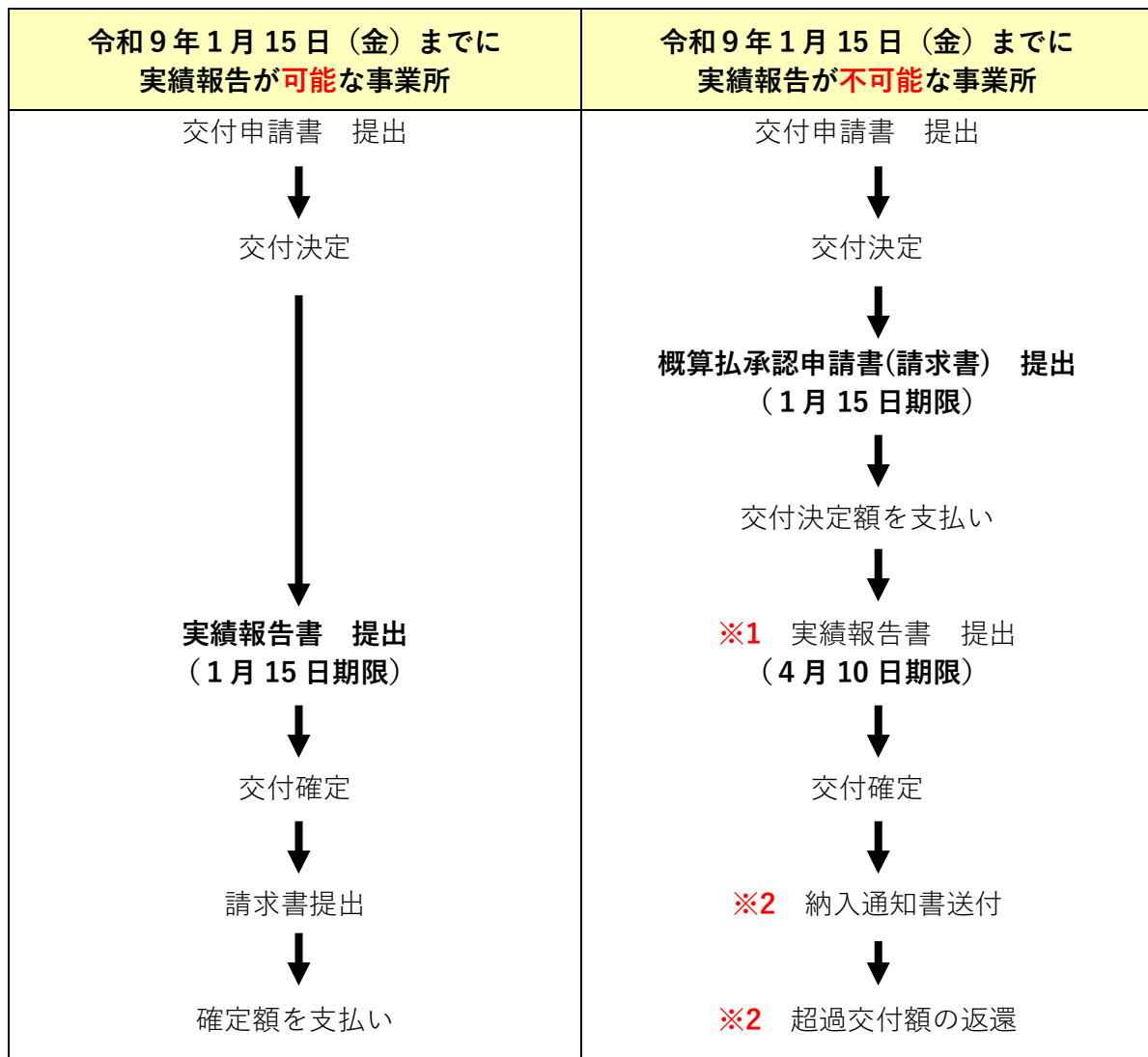
令和 8 年度「介護テクノロジー定着支援事業費補助金」
事業者向け説明会 資料

補助金の支払方法について

本事業は、国庫補助金を財源とする補助金であるため、交付決定年度内（3 月末まで）に、静岡県から各補助事業者へ補助金の支払いを完了する必要があります。

それに伴い、**令和 9 年 1 月 15 日（金）**までに実績報告書類の提出ができない事業所に対しては、実績報告書類の提出前に、**交付決定額を全額概算払い**にて交付します。

その後、提出された実績報告書類に基づき精算処理を行い、**超過交付がある場合は、返還手続きを実施**いたしますので、以下の流れを参考にぜひご対応をお願いいたします。



※1 1/15 以降、事業が完了して 30 日以内 又は 4/10 までに実績報告書を提出

※2 返還がある場合に必要手続き

双方の事務負担軽減のため、前倒しでの書類のご提出に御協力ください。